

岩手県労働委員会告示第3号

岩手県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県労働委員会

会長 長谷川 大

岩手県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

岩手県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 個人情報が記録されている主な<u>公文書</u>の名称</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td><u>公文書</u>の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td><u>公文書</u>の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	<u>公文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]		<u>公文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]		<p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 個人情報が記録されている主な<u>行政文書</u>の名称</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td><u>行政文書</u>の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td><u>行政文書</u>の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	<u>行政文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]		<u>行政文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]	
<u>公文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<u>公文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<u>行政文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<u>行政文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。